

令和7年度福島市立渡利中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

【定義】

本校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（福島市いじめ防止等に関する条例 第2条（1）より）

【基本的な考え方】

(1) いじめは人間として決して許されることである。

- 教師は、「いじめは決して許されない」という強い認識に立って、この問題に取り組まなければならない。「いじめを受けた方にも問題点がある」などの考えは一切否定されるべきものである。

(2) 「いじめは、現に起きている」という意識で、またいじめは生徒の生命・心身又は財産に重大な被害を生じさせる恐れがあるという危機感をもって対応する。

- 「自分の学校にいじめはない」などの思い込みは、いじめを見逃すだけでなく、対応を遅らせたり、重大事態につながったりする。

- いじめは、特定の加害者や被害者だけの問題ではなく、どの生徒も被害者はもちろん、加害者にもなりうる。さらに、被害者も加害者も比較的短期間で入れ替わることがある。

(3) いじめ根絶に向けて、学校とともに、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。

- 学校いじめ基本方針のもと、いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。

- 個人情報の扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うとともに、保護者や地域住民、関係機関と連携して早期発見とともに、迅速に対応していくことが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されない。

【いじめの認知にあたっての教職員等の心構え】

(1) いじめの認知にあたっては、いじめの被害生徒等の立場に立つこと

(2) いじめの被害生徒等本人が、被害に遭っていることを否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているかどうか。」を慎重に見定めること

(3) いじめを認知するにあたっては、学級担任等の特定の教職員のみでなく、学校全体で組織的に判断すること

(4) SNS上における悪口など、いじめの対象となっている生徒等本人が気付いていない（心身の苦痛を感じるに至っていない）ケースも想定されるので、適切な対応に努めること

(5) いじめの事実を隠蔽するような対応は許されないこと

(6) いじめは、すべての生徒等が、被害者、加害者いずれの立場にもなり得ること。また、被害者と加害者が短期間で入れ替わることがあるので、注意が必要であること

(7) いじめは、生徒等が所属する学級や部活動等といった閉塞性等を伴う環境で発生しやすいこと

(8) (7)に伴い、学校は「観衆」として囃し立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在に注意を払うなど、いじめを生まない学校風土づくりが必要なこと

【指導方針】

(1) 心の居場所としての学級経営の充実

- 教師と子どもも、子ども同士の信頼関係の構築に努める。
(子どもが安心して学べる環境づくり：居場所づくり)

- 子ども一人ひとりの個性・よさが發揮される望ましい集団活動を行う。
(授業や学校行事、部活動においてすべての子どもが活躍できる場の設定、自己有用感・集団への帰属意識の育成：絆づくり)

(2) いじめに対する迅速かつ毅然とした確実な対応

- 当事者や保護者、友人等からの情報収集を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめる生徒に対しては、毅然とした指導を行う。

(3) 安全・安心を支える相談体制の充実

- 日頃から生徒が発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める。
- SC、SSW等の活用により、学校等における相談機能を充実する。

2 いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 本校の教育目標「自己をみがき、みんなのために役立とう 自主的に 誠実に 健康に」の具現化を目指すため、生徒一人ひとりが活躍できる集団作りを進め、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- (2) 一人ひとりを大切にした学級経営に努め、子どもが安心して学べる環境を作る。
- (3) 「渡利中5つの行い」の実践化や、「思いやり」に重点を置いた道徳の時間の充実により、生徒の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養う。
- (4) 保護者及び地域住民その他の関係機関との連携を図り、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめ防止のために情報モラル教育を計画的に推進する。
- (6) 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

3 いじめの早期発見のための取り組み

いじめは「現に起きている」という基本認識に立ち、生徒個人や生徒相互のトラブルに対し、いじめが起こっている可能性が高いという危機感を共有し、早期に関わる。

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するために、定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象アンケート調査（年3回…5・9・2月）

- ② 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年2回…7月・11月・2月

- ③ Q-Uテスト

(2) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに関わる相談できるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用

- ② チャンス相談の充実

- ③ いじめ問題対応フロー図の活用

4 いじめの早期解決のための措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込みず、いじめ対策組織で直ちに情報を共有し、校長以下組織的な対応を行う。

- (1) 情報収集を綿密に行い、事実確認の上で、いじめを受けた生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

【いじめを受けた生徒・保護者に対して】

- ① いじめを受けた生徒には「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
- ④ 徹底して生徒を守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
- ⑤ 生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ 生徒の状況に合わせた継続的なケアを行う。

【いじめた生徒・保護者に対して】

- ① 複数の教職員が連携して、いじめをやめさせる措置をとる。
- ② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
- ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に関する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
- ④ 当該生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ⑥ いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができなくても誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

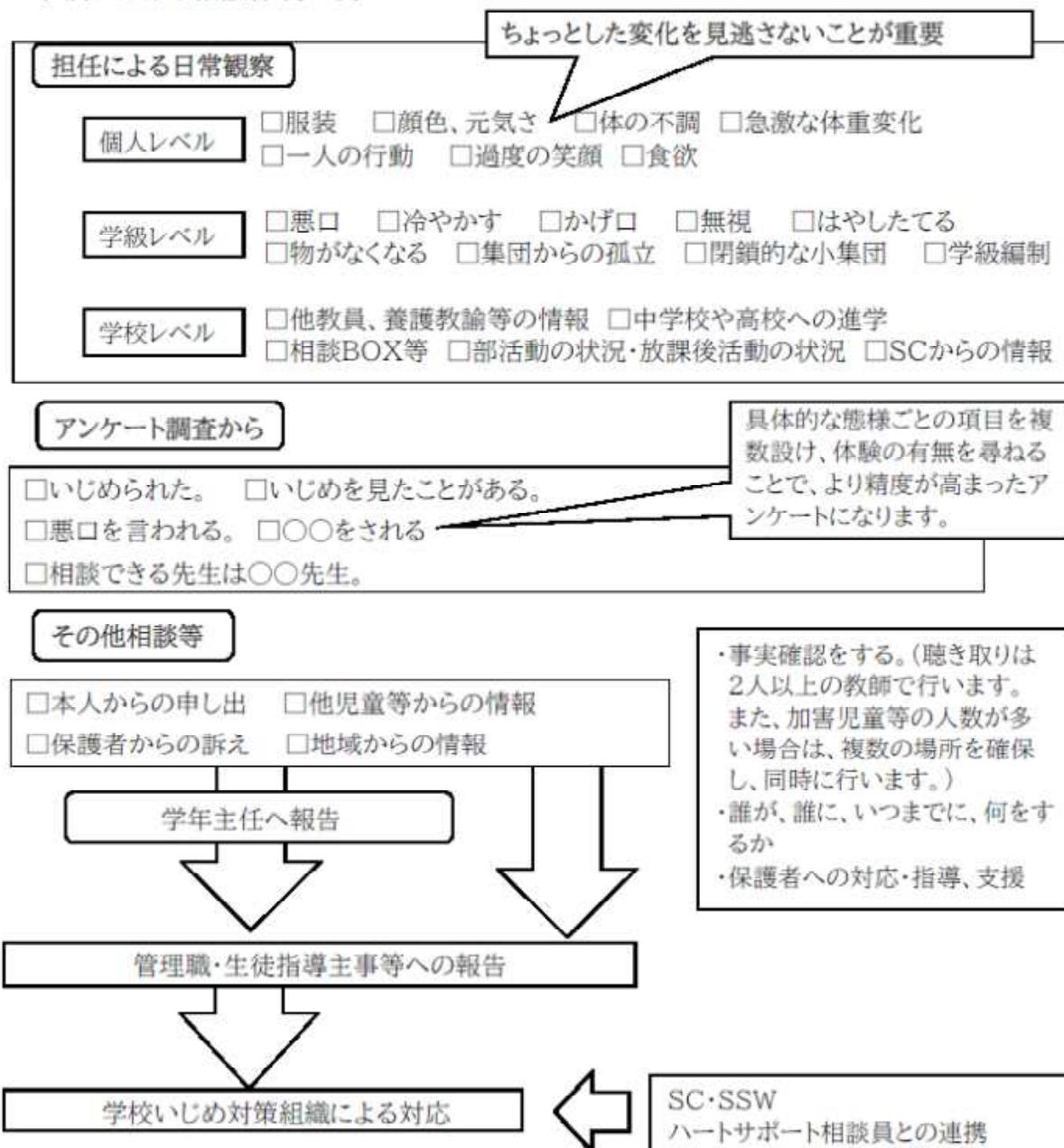
- (2) いじめを認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告する。以下の「いじめの深刻度とその対応」のレベル1の段階から報告する。

また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。

【いじめの深刻度と（対応）】

- レベル1
学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめにあったと感じる。
(アンケート調査、聞き取り、個別懇談、声かけ)
- レベル2
元気がない、学習意欲が低下する、身体的不調を訴える(保健室への出入りの増加)、交友関係が変化する(孤立)、頻繁にいたずらをされる、物がなくなる、欠席・遅刻・早退等が増える(不登校傾向)
(組織的対応：いじめ対策組織、事実関係の把握、被害者の心のケア、加害者への指導、家庭・地域との連携)
- レベル3
不登校、別室登校、身体的損傷(打撲、傷、衣服の汚れ等)、暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛の被害
(警察・児童相談所、医療・民間団体等関係機関との連携、出席停止等の措置)
- レベル4
自殺未遂、自殺
(SC、SSW等、専門家の助言に基づいた対応：本人および家族、生徒教職員の窓口の一本化、マスコミへの対応)

<学校における相談体制の例>



5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止や早期解決を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策組織」を設置する。

- ①【構成員】 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、その他S Cなど
校長が認めた者

- ②【活動】 ○ いじめの防止に関すること
○ いじめの早期発見に関すること【アンケート調査、教育相談等】
○ いじめ事案に対する対応に関すること

- ③【開催】 2週に1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

上記以外に、生徒指導全体協議会や月1回開催する職員会議の中で、配慮を要する生徒について、全教職員で現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

(2) 関係機関との連携

- ① いじめ対策組織だけでなく、定期的にPTA役員との懇談の機会を位置づけ、情報収集と解決へ向けての防止策を図る。
② いじめ事案の状況により、市教育委員会と話し合いの上、警察（福島警察署）や警察経験者（スクールソポーター）、児童相談所等と連携を図る。

6 重大事態にかかる内容

(1) 【重大事態の定義】

～いじめ防止対策推進法第28条より～

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の調査

いじめの重大事態に関する調査については、被害者側に寄り添った対応を行う。重大事態となるいじめは以下によるが、それらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 生徒が自殺を企図した場合
○ 身体に重大な被害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合 など
○ 精神性の疾患を発症した場合 など
○ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

※ いじめを原因とした欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合

- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。）

○ その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

○ 生徒や保護者からの申立てでは、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないままいじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

(3) 重大事態の報告

市立学校は、教育委員会を通じて7日以内に市長（総務課）へ報告する。

(4) 重大事態調査の趣旨

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

(5) 調査を行う組織

- ① 「調査委員会」は、重大事態の事実の確認と調査を行い、事実関係をまとめた報告書を教育委員会に答申する。また、事態の解決及び同種の事態発生防止に向けた、学校、教育委員会、当該生徒及びその保護者への助言と支援を行う。
- ② 「重大事態調査チーム」は、市立学校に設ける組織での調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合や、市立学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合に、調査を行う。
- ③ 「市立学校に設ける組織」で取り扱うのは、不登校重大事態とする。この調査は、主としていじめ解消と対象生徒の学校復帰の支援につなげることを目的とするもので、教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告する。

(6) 学校における平時からの備え

- ① 法が定める重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出すことが求められている。
 - 年度初めに、生徒指導全体協議会での研修を通して全教職員が、法や基本方針について理解と「重大事態とは何か」や「重大事態にどう対処すべきか」についての認識を深める。
 - 年度初めの入学式や学年懇談会等で、生徒や保護者に「学校いじめ防止基本方針」について説明する。
- ② 学校におけるいじめ対応においても、「人間関係の修復」を図る教育的指導だけではなく、記録や事実を重視するリーガルマインドが必要とされている。
 - 重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要とされるため、例えば、「いつ」「どこで」「誰に」「何を」「どうした」等を、公務支援ソフト『気づき』に明記し保存しておく。
 - 生徒指導委員会に提出された資料や会議の記録を保存する。

7 その他

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取り組みを評価する。
いじめの早期発見に関する取り組み
(アンケート調査、教育相談からの取り組みを加える)

- (2) より実効性の高い取り組みを実施するため、本方針は必要に応じて見直す。

いじめ対策年間計画

月	活動内容	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導協議会① いじめ防止基本方針確認 ○いじめ対策組織会議 ※生徒指導委員会（隔週） ○保護者懇談会 保護者へいじめ防止基本方針の提示 ○生徒指導協議会② 生徒の実態の共通理解 ○いじめ防止スローガンの作成 	全職員 いじめ対策組織 全職員 生徒会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導協議会③・教職員校内研修 現状の確認と今後の取り組み いじめへの共通理解 ○「悩み事」に関するアンケート① ○情報交換 	全職員 各担任 いじめ対策組織
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○Q - Uテストの実施 ○アンケートの確認と教育相談 ○生徒指導協議会④ アンケート結果の共通理解と今後の対策 	各担任 全職員
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談での聞き取り調査 ○生徒指導協議会⑤ 1学期の反省と今後の取り組み ○情報交換 ○いじめ防止の標語募集～8月 	各担任 各担任 全職員 いじめ対策組織 生徒会
8月	○生徒指導協議会⑥ 夏休みの状況確認と2学期の取り組み	全職員
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○「悩み事」に関するアンケート② ○アンケートの確認と教育相談 ○生徒指導協議会⑦・教職員校内研修 結果の共通理解・対策・いじめシミュレーション研修 ○Q - Uテスト結果の検討 	各担任 各担任 全職員 全職員
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の標語表彰、掲示 ○生徒指導協議会⑧ 現状の確認と今後の取り組み ○情報交換 	生徒会 全職員 いじめ対策組織
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○二者面談・教育相談での聞き取り調査 ○教育相談 ○生徒指導協議会⑨ アンケート結果の共通理解と今後の対策 	各担任 各担任 全職員
12月	○生徒指導協議会⑩ 2学期の反省と今後の取り組み	全職員
1月	○生徒指導協議会⑪・教職員校内研修 冬休みの状況確認・リーガルマインドの養成	全職員
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○「悩み事」に関するアンケート③ ○アンケートの確認と教育相談 ○生徒指導協議会⑫ アンケート結果の共通理解と今後の対策 	各担任 各担任 全職員
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導協議会⑬ 年度の反省と次年度の方針確認 ○情報交換 	全職員 いじめ対策組織

学校のいじめ問題対応フロー図

